

食品添加物表示制度に関する検討会

第1回議事録

消費者庁食品表示企画課

第1回食品添加物表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：平成31年4月18日（木）13:00～14:41

場 所：中央合同庁舎第4号館 共用220会議室

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 検討会の開催について
4. 食品添加物表示制度をめぐる事情
5. 今後の進め方等について
6. その他
7. 閉 会

○消費者庁審議官 それでは、定刻となりましたので、第1回「食品添加物表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

消費者庁審議官の橋本でございます。委員の皆様方を御紹介するまでの間、司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、大変御多忙のところ、委員への就任を快くお引き受けいただくとともに、本日御出席を賜りましたこと、誠にありがとうございます。

本日、宮腰大臣が御出席の予定でございましたけれども、国会の関係で御欠席されることとなりました。つきましては、宮腰大臣の御挨拶を岡村消費者庁長官より代読させていただきます。

長官、よろしくお願いいたします。

○消費者庁長官 内閣府特命担当大臣の宮腰光寛大臣から託されております挨拶文を御披露させていただきます。

皆様方におかれましては、常日頃より、消費者行政の推進に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。また、御多忙のところ、本検討会へ御参画、御出席をいただきありがとうございます。重ねて感謝申し上げます。

食品添加物表示制度につきましては、平成27年3月に閣議決定された消費者基本計画において、食品表示一元化の検討過程で別途検討すべき課題の1つとして位置付けられたものです。

本検討会に先立ち、消費者庁においては、①諸外国の食品添加物に関する表示制度、②食品添加物に関する国内事業者の情報発信の状況、③消費者意向調査といった必要な調査を実施し、準備を進めてまいりました。

委員の皆様には、これらの調査結果などを参考に、消費者・事業者双方にとって分かりやすい表示、表示の実行可能性、国際基準との整合性などの観点から、食品添加物表示の在り方について幅広く御議論いただきたいと思いますと考えております。そして、その御議論の結果について、本年度末を目途に取りまとめをお願いしたいと考えております。

消費者・事業者双方にとって分かりやすい制度となることを願い、御挨拶とさせていただきます。

以上、宮腰光寛大臣からの御挨拶であります。皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

○消費者庁審議官 どうもありがとうございました。

ここで、冒頭カメラ撮りの方につきましては御退席をお願いいたします。傍聴登録済みの方は傍聴席へお移りいただきますようお願いいたします。

(カメラ退室)

○消費者庁審議官 続きまして、本検討会の座長でございますけれども、消費者庁長官の指名により、西島委員をお願いすることとしております。

西島座長から一言御挨拶をいただきたいと思います。

○西島座長 検討会の目的につきましては、今の大臣からのそれに尽きます。

本日は、本当にお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。本日の目的は、皆様の顔合わせが1つです。それから、本日は、現在の食品添加物の表示の現状と今後のスケジュールを皆さんと共有するのが目的ですので、深い議論というよりも、そういう目的に沿って進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○消費者庁審議官 どうもありがとうございました。

続きまして、五十音順に委員の御紹介をさせていただきます。

有田委員でございます。

○有田委員 主婦連合会の有田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○消費者庁審議官 稲見委員でございます。

○稲見委員 東京都福祉保健局の稲見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○消費者庁審議官 上田委員でございます。

○上田委員 日本食品添加物協会の上田と申します。よろしくお願いいたします。

○消費者庁審議官 浦郷委員でございます。

○浦郷委員 全国消費者団体連絡会の浦郷と申します。よろしくお願いいたします。

○消費者庁審議官 大熊委員でございます。

○大熊委員 全国スーパーマーケット協会の大熊でございます。よろしくお願いいたします。

○消費者庁審議官 坂田委員でございます。

○坂田委員 全国消費生活相談員協会の坂田でございます。よろしくお願いいたします。

○消費者庁審議官 佐藤委員でございます。

○佐藤委員 国立医薬品食品衛生研究所の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○消費者庁審議官 武石委員でございます。

○武石委員 食品産業センターの武石でございます。よろしくお願いいたします。

○消費者庁審議官 中垣委員でございます。

○中垣委員 京都府立医科大学の中垣でございます。よろしくお願いいたします。

○消費者庁審議官 森田委員でございます。

○森田委員 消費生活コンサルタントの森田でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、消費者庁からの出席者を紹介いたします。

食品表示企画課長の赤崎でございます。

○食品表示企画課長 どうかよろしくお願いいたします。

○消費者庁審議官 同じく食品表示企画課総括課長補佐の黒坂でございます。

○食品表示企画課総括課長補佐 本日はよろしくお願いいたします。

○消費者庁審議官 同じく食品表示企画課課長補佐の高橋でございます。

○食品表示企画課課長補佐 どうぞよろしくお願いいたします。

○消費者庁審議官 また、本検討のオブザーバーといたしまして、厚生労働省医薬・生活

衛生局食品基準審査課の中矢課長補佐にも御出席いただいております。

○厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課課長補佐 厚生労働省の中矢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○消費者庁審議官 それでは、これからの進行は西島座長にお願いいたします。

○西島座長 皆様、よろしくお願いいたします。

では、まず、資料の確認をさせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

○食品表示企画課長 それでは、事務局より資料の確認をさせていただきます。

本日の検討会の資料については、情報共有の円滑化や文書事務の効率化の観点から、事前に消費者庁ウェブサイトに掲載しており、傍聴者の皆様には会場で資料をお配りしておりません。一方、現時点では、本会議の進行をペーパーレスで行う設備が完全には整っておりませんので、委員の皆様へは資料をお配りして進めさせていただきます。御理解、御協力方、どうかよろしくお願いいたします。

本日の資料については、まず、議事次第、それから座席表、続いて、資料1「食品添加物表示制度に関する検討会開催要領」、資料2「食品添加物表示制度をめぐる事情」、資料3「今後のスケジュール（案）」がございます。続いて、参考資料1、2、3がついておりまして、一番下に、上田委員提出資料「食品添加物表示制度に関する検討の開始にあたって」、武石委員提出資料「食品添加物表示制度に関する検討に当たって」となっております。

委員の皆様におかれましては、お手元の資料に過不足や落丁等がありましたら、事務局に御連絡願います。

○西島座長 それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

では、議事次第の「3 検討会の開催について」。事務局から説明をお願いいたします。

○食品表示企画課長 それでは、お手元の資料1に「食品添加物表示制度に関する検討会開催要領」がございます。これに沿って簡潔に御説明いたします。

まず、「第1 趣旨」になります。食品添加物表示の在り方については、3行目以下にあるとおり、平成27年3月24日閣議決定の消費者基本計画において、個別課題として実態を踏まえた検討を行う事項となっております。ちなみに、この消費者基本計画の計画期間は平成27年度から31年度までの5年間となっております。今年度がこの基本計画の最終年度に当たります。このような事情を踏まえまして、消費者庁において本検討会を開催し、最後になりますが、「今後の食品添加物表示の在り方について幅広く意見を伺い、検討を行う」ものでございます。

「第2 検討項目」がございます。（1）に「今後の食品添加物表示制度の在り方」とありますが、本検討会では、添加物表示につきまして幅広く対象にして議論を進めていくこととしております。

「第3 進め方及びスケジュール」とございます。食品添加物表示制度について、まず、

「事業者による食品添加物に関する情報提供の実態」を参考にとあります。要は、食品の容器包装上の表示は情報提供の1つの手段ですので、それ以外の消費者への情報発信の実態も射程に入れて検討をしていく必要があるという問題意識です。

あと、2行目になります。「海外における食品添加物の表示制度」も参考にとあります。やはり国際整合ということも大事な視点だと思っています。

後は、実際に表示をつけます事業者の実行可能性の確保も大事な切り口になります。さらに、表示はそもそも消費者利益のためのものです。実際、消費者がどんな情報提供を求めているのか、それは可能なのか、そういうことも大事な要素です。

これら様々な事情を踏まえて制度設計の検討を進め、本年度末を目途に取りまとめを行うというスケジュールになります。

「第4 委員等」でございます。検討会の委員は消費者庁長官が委嘱し、検討会に座長を置き、座長は長官があらかじめ指名する者といたします。座長は検討会を統括いたします。委員の一覧につきましては別紙のとおりです。全部で11名になります。この中で、実践女子大名誉教授の西島基弘先生に座長をお願いすることとしております。

もう一度1枚目に戻ります。(4)になります。座長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員が職務を代行するというので、これは座長代理に当たりますが、後ほど座長に御指名をいただきたいと思っています。

その次「第5 運営」になります。(2)で、座長が必要と認めるときは委員以外の関係者に検討会への出席を求めることができますとなっています。

(3) 検討会は原則として公開で行うとなっています。

(4)に、検討会の資料は消費者庁ウェブサイトにおいて公表するとなっています。本検討会につきましては、ペーパーレス化推進の観点から、できるだけ事前に当庁ウェブサイトで資料を公表して運営していきたいと思っています。

(5)になりますが、検討会の議事録につきましては、各回終了後に、委員の御了解をいただいた上で消費者庁のウェブサイトで公表するとなっております。

以上になります。

○西島座長 ただいま事務局から御説明がありましたけれども、資料1の開催要領について御質問等ありますでしょうか。

どうぞ。

○有田委員 「第5 運営」のところですが、(6)の「議事の手続その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める」の「別に定める」はどのようなものなのか教えていただければと思います。

○食品表示企画課長 この点につきましては、今の時点で想定しているものはございません。今後、検討会で議論を進めていく過程で、何らかルール化をすべきというものが出てくれば、この規定に基づいて別途座長に定めていただきたいという趣旨でございます。

○西島座長 よろしいでしょうか。

本検討会の運営について、開催要領の「第4 委員等」の(4)で「座長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する」と規定されておりますので、私から指名をさせていただきます。

長年、食品添加物に関わってこられて、この分野に造詣が深い中垣委員に座長代理をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西島座長 ありがとうございます。

では、中垣委員、よろしく願いいたします。

次に、議事次第の「4 食品添加物表示制度をめぐる事情」と「5 今後の進め方等について」を併せて進めていきたいと思っておりますので、事務局から御説明をお願いいたします。

○食品表示企画課長 それでは、お手元にございます資料2「食品添加物表示制度をめぐる事情」に沿って簡潔に御説明いたします。

まず、1ページに「食品添加物の定義・種類」とございます。左側に食品添加物の定義がございますが、これは食品衛生法4条2項に基づくものです。短いので読みますと、「添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物」とされております。食品衛生法では、この食品添加物の規格基準を定めることになっております。具体的には、成分の規格や、製造や使用の基準などになりますが、そういったものは食品衛生法の中に記述されておまして、当庁は表示を所管する、基本的な立て付けはそのようになっております。

右側に実際の食品添加物の種類がございます。現状では1500品目以上ございますけれども、大きく4つに区分されます。

1つ目が一番上の指定添加物です。これは安全性を評価した上で国が使用を認めたもので、品目が決められております。これは食品衛生法の施行規則に規定がございます。

2番目が既存添加物です。これは、我が国で既に使用され、長い食経験があるものについて使用が認められているもので、厚生労働省の告示で品目が決められております。これには経緯がございまして、平成7年の食品衛生法の改正で対象添加物が広がりました。従前は化学的合成品に限定されておりましたが、このときの改正で天然物を含む全ての添加物に対象が広がりました。そのときにこの既存添加物が制度として位置づけられたというものでございます。

3つ目が天然香料です。これは食品に香りをつけるもので、バニラ香料などが該当します。

4番目が一般飲食物添加物です。これは、通常、食品として用いられるが、添加物としても使われるもので、寒天などが該当します。

天然香料と一般飲食物添加物については、※がついておりますけれども、「消費者庁次長通知」で具体の種類が例示されております。

2ページは、食品表示法における食品の定義になります。2条1項になります。括弧が

たくさんあって読みづらいですけれども、要は「この法律において『食品』とは、全ての飲食物をいう」、これが基本になります。括弧は何を書いているかということ、医薬品、医薬部外品は除き、食品衛生法4条2項に基づく添加物は含みますとあります。要は、添加物は食品に含まれるということで、正に食品表示法の対象になるということでございます。

3ページは、我が国における食品添加物の安全性確保の体制になります。この資料は厚生労働省のホームページから抜粋をしたものになります。本文で書いていますように、新たな食品添加物が販売などされる前に、有効性やその使用が人の健康に悪影響を生じないかどうかを確認することになっています。あわせて、必要に応じて規格や基準を策定し、安全性を確保しています。

下に絵がついていますが、添加物の新たな指定に当たりましては、リスク管理とリスク評価の2つの切り口でまず整理いたします。要請者ということで事業者が添加物の指定の要請をすると、これを厚生労働省で受けますが、まず、厚生労働省が食品安全委員会にリスク評価の依頼をします。上に緑の丸で書いていますが、ADIの設定ということになります。ADIとは、1日摂取目安量というもので、要は、人が生涯毎日その物質を摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される、正に1日当たりの摂取量になります。これを食品安全委員会で設定して、それをリスク評価の結果として厚生労働省に通知します。そうしますと、厚生労働省で、ADIを超えないように使用基準や成分規格を定める、こういう流れになっています。

4ページは実際の添加物の摂取量になります。国民はこの添加物を一体どれぐらい摂取しているのかについての実態調査を、従前から、厚生労働省及び佐藤委員が所属されます国立医薬品食品衛生研究所が中心となって行っています。具体的には、上に書いていますように、スーパー等で実際に売られている食品を買ってきて、添加物がどれだけ入っているかを分析して測ります。その上で、普通の国民がどれだけその食品を食べているのか、喫食量を別途調べて、それを乗じて摂取量を求めます。それがADI、摂取のボーダーと比べて多いか少ないか比較したものです。

幾つか代表的な添加物をそこに載せていますが、一番上の甘味料、アセスルファムカリウムで見ますと、1人の1日当たり摂取量が1.357ミリグラム。これは実際の摂取量になります。これがADIと比べてどうか。

ADIというのは、その右にありますけれども、実はこれは体重1キロ当たりのカウントになっています。要は、体の大きい人、やせた人、一律の物差しで測れませんので、まず、体重1キロ当たりの数量を求めます。これは※2がありますけれども、20歳以上の方の平均体重が58.6キロですから、このADIに58.6を掛けたのがその右側の1人当たりの1日摂取許容量になります。それが、アセスルファムカリウムだと1人1日当たり879ミリグラムとなります。879ミリグラムが許容値になりますけれども、実際、1日の摂取量は1.357ミリグラムでしかない。したがって、ADI比というのは0.15%と、極めて低い値となっています。

以下、代表的なものをここに載せておりますけれども、これが現在実際に調べている摂

取量となります。

5 ページは食品添加物表示制度のこれまでの拡大の推移です。概要ということでお載せしております。左上に書いていますように、最初に義務表示の制度ができたときは化学的合成品に限られていましたが、平成元年の制度改正によっておおむね今のような形になったと御理解いただければと思います。

少し詳しく見ますと、最初に表示義務が始まったのが終戦直後の昭和23年です。このときは、表示対象添加物をそこにあります4つに限定し、表示対象食品も缶詰、瓶詰といった特定の形状の食品に限られていました。それが経年変化に従って、まず表示対象添加物が増えてきましたが、しばらくは人工的な添加物に限られていました。それが平成元年の時点で全ての添加物ということで、いわゆる天然添加物も含めて対象になりました。表示対象食品も、スタート時点は形状縛りが掛っていましたが、昭和44年のところにありますように、その添加物を含むものは対象にするという形で広がっています。

実際どういう表示をしているのか、一番下に書いています。スタート時点は、対象の添加物を含む旨を表示してくださいでしたが、現在は、原則、個別に物質名で書くという形で推移しております。繰り返しになりますが、平成元年にできた制度概要が今続いているということになります。

6 ページ以降が、実際どんな表示ルールになっているのか、より具体的に整理したものになります。1つ目の○に、食品表示法に基づく食品表示基準により表示の義務付けとあります。食品表示法は根拠法ですけれども、これは枠組み法でして、実際に事業者が守るべき個別具体のルールは全部法律の中には書き込めません。それは、内閣府令である食品表示基準に委任してそこで定める、そこで表示の義務制度が決められています。

2つ目の○にありますように、加工食品については、原則、使用した全ての添加物の物質名の表示を義務付けています。ただ、一部の添加物についてはこれと異なるルールがあります。それはまた後ほど御説明いたします。

この○が幾つかあるうちの下から2つ目に生鮮食品について規定があります。生鮮食品も、表示対象の食品を限定した上で添加物の表示を義務付けられたものが一部あります。具体的にはかんきつ類とか杏などになります。

一番下の○は、例えば外食のような場合は添加物表示は不要、義務はないということになります。

次の7ページでより詳しく御説明しておりますので、こちらで御説明させていただきます。加工食品になります。上の○にありますように、原則として、使用した全ての添加物を物質名で表示をすることとなります。ただ、※1に書いていますように、簡略名を用いることができます。例えば炭酸水素ナトリウムという添加物がありますが、一般には重曹と言われてしますので、その表示でも構いません。

実際どんな形で容器包装に表示されているのか、表示例を付けています。ここでは原材料と添加物を分けて書いていますが、※2にありますように、原材料名の後に添加物をつ

なげて書く。境目に「/」を入れる。こういう方法も可能です。

後は、赤で囲った部分、水色で囲った部分がありますが、これは何かと言うと、赤で囲った部分は一括名表示です。下に「添加物表示の例外」という表がありますが、今、全部で14あります。14の中に「豆腐用凝固剤」とあります。実際にお豆腐を買くと、これは表示でよく見られるのではないかと思います。豆腐用凝固剤は、物質で言うと、塩化マグネシウムや硫酸カルシウムとか、そういう名称になりますが、それは大ぐくりで「豆腐用凝固剤」という表示でいいですよという整理になります。冒頭に「イーストフード」と書いています。これはパン酵母の栄養に当たるものだと理解していますが、物質でいうと10から20ぐらひはあります。大括りで書いていい、これが一括名表示になります。

その次の用途名併記とは、物質名のほかに用途もあわせて書くダブル表示というものになります。例示で「サッカリンNa」の前に「甘味料」と書いています。「サッカリンNa」が物質名ですが、用途としての「甘味料」も併せて書く。こういう併記をするものが一番右の箱にあります、8つあります。

それ以外に、表示不要というものも幾つかあります。一番右に「加工助剤、キャリーオーバー、栄養強化の目的で使用」とあります。加工助剤はどういうものかと言うと、説明の冒頭にありますように、最終食品に残存しない添加物。例えば、油脂、油を作るときにその油の抽出溶媒のヘキサンなどを使いますが、最終製品からはヘキサンは除去される。これは、文字どおり加工助剤として書かなくていいですよというものです。

キャリーオーバーとは、文字どおり持ち越しになります。一部の宝くじで当たりが出ないと賞金が次へ持ち越しされます。持ち越しという意味では同じなのです。添加物の場合は、例えば、煎餅をつくるときにしょうゆを使う。ただ、しょうゆは、しょうゆへの保存料が中に入っている場合。その保存料はしょうゆの保存の効果はありますが、さすがに煎餅の保存効果を発揮するには量が少なくて効き目はない。言葉で言いますと、「残存してもその量が少ないため最終食品に効果を発揮せず期待もされていない添加物」、こういうものも表示不要となっています。

また、栄養強化目的というのがあります。

その次、8ページは国際比較になります。今、述べた日本の表示ルールが国際的に見てどうなのかになります。縦軸が表示ルール、横軸が各国名ですが、左から3番目に「コーデックス」とあります。これは国際食品規格と言われるもので、一定の目安になるものですが、これと比較させていただくと、まず、表示順。これは、日本では原材料と区分して重い順ですが、コーデックスでも重い順になっています。表示方法。日本では物質名を書く。コーデックスも、一般名なのですが、国際番号というものを使ってもいいですよ。後、用途名併記で見ますと、これは用途と物質名のダブル表示ですが、日本は8種類、コーデックスは25種類。逆に、大括りで書く一括名表示。その対象は、日本では14種類ですが、コーデックスでは資料に記載された3つとなっています。なお、栄養強化目的での添加物は、そもそもコーデックスでは添加物として扱われていないとなっています。また、

加工助剤やキャリーオーバーの表示免除については、コーデックスもそういうルールがあるということになります。

9ページは消費者基本計画等ということで、そもそもこの検討をするに至った背景をまとめたものになります。検討会の開催要領の「趣旨」のところに書かれていますが、直接的には平成27年3月閣議決定の消費者基本計画の中で、アンダーラインを引いておりますけれども、「食品添加物表示」などの「個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う」と。これは閣議決定ですので極めて重いものです。計画期間が5年で、今年度が最終年度ですから、そういう中で今回検討を行うということです。これは政府の決定の消費者基本計画に先立って、下の3、4に国会の附帯決議というのがあります。食品表示法案という根拠法、枠組み法の御審議の際の国会の御意思ですけれども、積み残しの課題である添加物等についてはまた別途リターンマッチで検討すべきという内容でございます。それを踏まえて行政府の消費者基本計画で具体的な規定が入ったということになります。

10ページ以降は、添加物表示に関する消費者意向調査の結果になります。表示は消費者のためですので、消費者がそもそも添加物表示をどのように受けとめているのか、それをまとめたものになります。この調査は、上の囲いの下に書いていますが、昨年1月から2月にかけて、1万名の消費者を対象にしてウェブで調べたものになります。

まず、Q1ですけれども、実際、食品を購入する際に添加物表示をどの程度参考にしてるか。ピンクの「ときどき参考になっている」が38.7%、「いつも参考になっている」が19.8%ですので、何らか参考にしている方が大体6割ということになります。

Q2は、添加物というのは、安全性が評価されたもの、または我が国で広く使われて長い食経験があるということを知っていますかという御質問でございますが、知っている方が35.8%、3分の1程度。あとの3分の2はそういうことを知らなかったというのがここで示されております。

11ページのQ3は、先ほど述べた用途名併記。8つある甘味料や着色料などですが、用途と物質名、2つあわせた表示についてどう思うかです。下に書いていますけれども、薄青の22.5%は、8つだけではなくて全ての添加物にそうしてほしいという御意見。ピンクの9.8%が、今の8つよりは増やしてくれ、ただ、別に全部とは言わないというもので、それが大体全体の3割だということです。

12ページは、実際のお菓子の表示例を見て御感想を伺ったものです。A、B、2つあります。実は物は同じですが、Aは「調味料（アミノ酸等）」という形で、一括名表示で大きく書いています。Bは、調味料をさらに物質ごとに分けて書いたものになります。当然、Bのほうが詳細情報になりますけれども、表示の分量としては増えるということになります。

どちらが分かりやすく見やすいですか、消費者から見て望ましいかという御質問に対して、Aの場合という方が大体4割、Bのほうがいい、分かりやすいというのが27.4%、こういう結果になっています。

13ページは、添加物の無添加とか不使用についてになります。これも、実際に商品を手にとって見ますと、よく付いている表示になります。実際、無添加とか不使用というものを選択の際に参考にしていますかというのがQ5です。これは、ピンクの、同じ類いの商品になれば、無添加・不使用と書いたほうを買いますという方が大体4割。薄青の11.8%は、常に無添加・不使用と書いた食品を選んでいきますという方です、合計しますと、大体半分、5割ぐらいになります。

Q6は、何で無添加とか不使用という表示がついたものを選びますかという質問ですが、全体の7割以上の方が「安全で健康に良さそうのため」という回答をされています。そういう思いを消費者の方が持っているという1つの現れかと思えます。

14ページは、使用した添加物の情報開示に関する事業者の取組例になります。これは、容器包装での表示以外にいろいろな情報発信があります。それについての事業者の取組例です。

まず、ウェブサイトでの情報発信で見ますと、例えば一括名で大きく書いてあるものの中に、豆腐用凝固剤や苦味（くみ）料では、使用した物質名をウェブサイトに載せているような取組をされている事業者がいます。同様に、加工助剤ということで、最終製品に残らないので書かなくてもいいようなもの。例えば、栗の場合、あく抜きをしたり、みかんの場合、内皮を取り除くときに加工助剤を使いますが、そういう情報発信をしている例もあります。

それ以外に、電話のお問合せにお答えしている例もございます。

下の「添加物について事業者ヒアリング結果」とは、実際に企業を訪問していろいろな取組実態を伺って、それを整理したものです。1つ目のポツにあるように、正しい情報をごまかさず正しく伝えることを心掛けている事業者もいます。また、一番下のように、丁寧に有用性を説明し、安全性についても伝えるよう努めている事業者もおられる、こういう内容でございます。

15ページは参考で付けたものです。これは消費者委員会の食品表示部会に出された食品表示の全体像についての検討という資料です。消費者委員会とは消費者庁とは別の内閣府の組織になります。そこで去年6月に出された資料です。2つある○の2つ目ですがけれども、「例えば」の後、「表示事項間の優先順位並びにインターネットを活用した表示の可能性」の検討をしております。背景は、下の（参考）にありますように、原料原産地表示制度の見直しをしたときに、1にありますように、義務表示が増加すると製品上に表示する文字がかなり多くなる。そうすると、その次の行の後ろに書いていますが、たくさん情報があると、消費者が安全性に関わる表示を見落としてしまう要因になりかねない。表示の議論がたくさんある中で優先順位をどうするかとか、そもそも容器包装縛りを外してインターネットなども活用できるのではないか、こういう問題意識で検討しているものです。

この検討はまだ続いています。消費者委員会の食品表示部会の委員の任期2年が今年8月で満了しますので、それまでに一定の整理がなされると思っています。ただ、これは非

常に重く、深いテーマですので、9月以降も引き続きいろいろな形の御議論をされるのではないかと考えております。

以上、ちょっと駆け足で恐縮ですが、資料2の説明になります。

次、資料3が今後のスケジュールについての御説明になります。資料3を見ていただければと思います。本日は第1回ということで、添加物表示をめぐる事情や今後の進め方について御意見を伺うとなっておりますが、この検討会は、実態を踏まえた検討を行うとなっておりますので、次回から2回に渡りまして、委員が所属されておられる団体以外の消費者団体や事業者団体からいろいろ御意見、御要望を伺いたいと考えています。ヒアリングをしたいということです。それを踏まえて、4回目以降に具体的な検討課題をこの場で決めていただいた上で、各論についての議論を深めていく。こういう形で、遅くとも今年度末までに報告を取りまとめいただければというものです。早ければ、前倒しの年末の取りまとめも当然あり得ると思っております。

開催頻度については、おおむね1か月から2か月に1回程度と思っております。

事務局からは以上になります。

○西島座長 ただいま事務局から食品添加物表示制度に関わる周辺事情について説明をいただきました。また、本検討会のスケジュールについて、2回目以降は、議論に必要な材料集めのためのヒアリングを行うという提案がありました。私、座長としましては、ヒアリングは消費者団体等から1回、それから、製造業の方、小売業の方など、さまざまな業態の方から御意見をお伺いしてはどうかと思っております。そういう事業者の方から1回。計2回に分けて実施したいと考えております。各回とも意見開陳の後に委員の皆様と意見交換の時間を設けたいと考えておりますので、各回4、5名程度の方をお呼びしてはどうかと考えております。

ここまでの説明や提案について御不審な点や御質問、御意見等を委員の皆様からいただきたいと思っております。今回は初めての会合ですので自己紹介も併せてお願いしたいのですが、御一人大体5分程度で御意見をいただければと思います。それから、既に御意見をいただきました上田委員と武石委員は、5分をちょっと超しても結構ですので、その内容についても御説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、委員名簿の順に、有田委員からよろしく願いいたします。

○有田委員 御説明ありがとうございました。自己紹介も兼ねてということですので、まず最初に、主婦連合会の会の目的を申し上げさせていただきたいと思っております。

主婦連合会は、そもそも消費者の権利を確立することを会の目的にしておりますので、商品や製品につきましては安全性を大前提としまして、知る権利、選ぶ権利など、また、分かりやすさなども日頃の活動の対象にしております。今回、先ほどからいろいろ御説明いただきました中で資料2の10ページ、表示の問題であったと思うのですが、今、そのページを広げておりませんので、お待ちください。

これはすぐにお答えしていただける状況でしたらお答えしていただければと思います。

私たちが食品衛生法に関わる幼児用玩具などの調査でEU（ドイツ）に行きました折に、幼稚園を訪問し先生などにヒアリングを行いましたら小さなときから、そういう表示に対しての教育をしていると聞きました。ですから、そういう幼児教育をしている現場の先生方も、皆さん、表示を見ながらしっかりと安全性を確認し、子供たちに与えたりしているわけです。例えば本日の資料で、「表示されていることを知らない」などいろいろなアンケート結果が出ていますけれども、現在、教育の現場で食品表示についての教育がどれほどなされていて、表示に関心が薄いのは、ただ単に分かりにくいとか、情報が多いとかではなくて、教育の問題も絡んでくるのではないかと感じました。それが学校教育のどの場面、例えば4年生であるとか、どの段階で食品表示などのことを教育の中に入れていいのかというのを知りませんので、教えていただければと思います。

それから、12ページの、分かりやすさということについては、もちろん、Aのほうが分かりやすいという結果については、ただ単に「調味料」とか「着色料」というのは日頃知っていることだから、これは調味料で、こういうものが使われているのだということでも分かりやすいというふうに思われる方もいらっしゃると思うのですが、先ほどの教育の問題とも絡んでくるので、単純には言えないのではないかと感じています。

それから、14ページの事業者の問題です。調査をしたら丁寧に回答している事業者もあるということだったのですが、表示について疑問に思ったり不安に思ったりしたときに事業者に対して電話もいたします。書いていないことまで、こういうことで担保しておりますというふうにすごく丁寧に回答してくださる事業者もいらっしゃいますが、教えられませんかという事業者もいるわけです。良心的な事業者の方であれば、納得して私達も安心して購入できますと言えるのですが、教えられませんかという事業者など、その情報開示の状況をもっと調べていただきたいと思いました。

意見と感想ということで、以上です。

○西島座長 次、稲見委員、お願いします。

○稲見委員 東京都福祉保健局の稲見でございます。私は食品監視課というところに所属しているのですが、どんなことをやっているのかということも簡単に自己紹介を兼ねて御紹介させていただきます。

食品監視課は、食品表示法や食品衛生法に基づく監視指導や行政措置に関する部分を所管している課でございます。具体的には、事業者への立ち入りによる監視指導であるとか、食品のサンプリング検査によりまして食品表示の適正化を図っている部署でございます。不適正な表示を発見した場合には指導、場合によっては指示等を行って、正しい表示に修正させるということを行っております。また、こういった監視指導とは別に、事業者が正確に食品表示を作成できるように、表示に関する相談や事業者講習会なども実施している課でございます。

まず、表示の適正性を確認する立場といたしましては、食品添加物の検査によって、表示どおりに添加物が使用されるか確認を行っているところなのですが、検査自体が

困難な添加物があったり、食品そのものに含まれている成分と区別がつかなくなる添加物もございまして、検査だけでは適正性が判断できない場合もございます。そういったものにつきましては、製品の規格書であるとか、製造工程による使用状況、あるいは添加物の仕入れ状況などを調査いたしまして表示の適正性を確認するという方法も組み合わせて判断しているところでございます。表示の適正性が確認可能な制度であることも必要だと思っておりますので、表示制度の検討に当たりましては、こうした監視指導の実行可能性という視点も考慮していただけると大変ありがたいなと考えているところです。

また、制度の普及をする立場といたしましては、添加物表示に限らず、分かりやすい表示制度が非常に望ましいと考えております。というのも、私ども事業者向けの講習会を開催する際に、分かりにくいという声をいただくこともあります。また、私ども講師といたしましても、内容が複雑でありますと、把握するために時間が掛ってしまうという実態もございまして。

また、表示制度の検討に当たりましては、使用されている添加物についてできるだけ詳細に知りたいという意見がある一方で、表示事項が多くなると見にくくなるという意見もありますので、食品表示部会において進められております全体像に関する検討の進捗状況を参考に、限られた表示面積の中でどこまで情報を入れるべきなのか、見やすさという視点でバランスに配慮した議論も必要ではないかと考えております。

最終的には、消費者の方にとって分かりやすく、そして事業者の方が取り組みやすい内容となるのが望ましいと考えておりますので、どのような制度にすればよいのか、この検討会で議論していければいいと考えているところです。

以上でございます。

○西島座長 ありがとうございます。

では、上田委員、お願いします。

○上田委員 日本食品添加物協会の上田です。よろしく申し上げます。私どもの協会は、食品添加物の販売・使用に当たってのコンプライアンスの普及、食品添加物についての正確な理解の普及、この2つの活動を行っております。食の安全を高めていく活動を行うという点に関して言えば、消費者の代表の方を始めとした本日出席されている検討会の委員の皆様とベクトルは同じ、思いは同じであると理解しております。食品添加物表示の検討につきましては会員の関心が高いということで、検討会開始早々ではありますが、意見を提出させていただきました。

それでは、意見書に沿って説明させていただきます。

1点目は、消費者と事業者の意見を十分に把握した上で論点を定めていただきたいという意見でございます。長年に渡る行政諸機関、事業者、消費者団体の方々の取組によりまして、食品添加物を使用した食品の安全は確保されていると考えております。食品添加物表示は、それを前提にして、消費者の方々に必要な情報を提供し、選択の自由を担保する、確保するためのものであると考えております。その前提で、現在の食品添加物表示制度に

対する消費者の方々及び事業者の意見をしっかりと把握した上で、論点を明確に定めていただきたいと考えております。

2つ目は、表示制度の検討と併せてリスクコミュニケーションの在り方を検討していただきたいという意見でございます。参考資料を付けておりますが、食品安全委員会が平成27年に実施した食品に係るリスク認識アンケート調査の結果を紹介させていただきました。棒グラフの左から3番目が、消費者の方、食品安全の専門家の方の食品添加物についての認識でございます。この結果を見ますと、食品添加物を使用した食品の安全性に対する捉え方について、食品安全の専門家と消費者の間には大きなギャップがあることが分かります。

それでは、意見書に戻ります。食品添加物のリスク評価、リスク管理の考え方についての理解の不足が国民にとって不利益であることは明白であると思われ、行政によるリスクコミュニケーションの更なる推進が必要な状況と考えます。また、この認識のギャップの背景には、学校教育における正確な情報提供が進んでいないことも原因であると考えられます。各省庁間での連携のもとに、学校教育における情報提供を推進することも必要と考えます。食品添加物表示制度の検討とこのリスクコミュニケーション不足の問題は密接に関連していると考えられますので、検討会の場で十分議論していただきたいと思っております。

3つ目は、無添加・不使用表示を禁止すべきとの意見でございます。食品添加物に関わる無添加・不使用表示は、消費者の方々の誤認につながっていると思っておりますので、禁止すべきと考えます。誤認の例を(1)に挙げました。「〇〇無添加」と表示されることがありますが、他の食品添加物も使用されていない、あるいは食品添加物の使用量が少ないとの誤認につながっていると思われれます。特に「〇〇」の文字が殊更強調される場合には特に大きな誤認につながっていると思っております。ほかにも誤認につながっている無添加強調表示がございますので、今後、検討会の場で紹介させていただければと思っております。

いずれにいたしましても、最も大きな誤認は(3)の部分で、無添加を標榜する食品の流通が、食品添加物を使用しない食品が使用した食品よりも安全であるとの誤認につながっていて、行政諸機関や、本日この場にいらっしゃるの方々による食の安全確保に向けた長年の取り組みへの理解を妨げていると考えます。

4つ目は、食品事業者の実行可能性を十分に検証すべきというものでございます。食品表示は、食品事業者にとって製品を開発、改良する際の重要事項となっております。近年の食品表示制度の相次ぐ変更により事業者には大きな負担が発生しているのではと考えております。

食品添加物表示制度を見直す場合も、同様に、広範な事業者には大きな影響を及ぼすと考えられます。検討に当たっては、中小の事業者も含めまして、食品事業者の実行可能性について十分な検証が必要と考えます。

5つ目は、アレルギーや消費期限等の特に安全性に関わる表示を優先させる中で、現状の制度維持も視野に入れて食品添加物表示制度の検討を行うべきとのものでございます。

食品事業者がおいしさや食べやすさを実現するために複数の食品原料や複数の食品添加物を組み合わせて使用することが多いのが日本の産業の特徴ではないかと考えております。これは日本にとって大切な技術であると考えております。この技術を考慮しながら、現在の食品添加物表示は、見やすさ、分かりやすさの点で工夫されたものであり、消費者の方々にメリットがあるために、長年に渡り定着しているものと考えております。これらのメリットも踏まえまして、アレルギーや消費期限等の安全性に関わる重要事項を含めた食品表示全体の視認性確保の視点で、あるいは限られた表示スペースの有効活用という視点でも検討を行う必要があると考えます。

以上、意見をさせていただきました。

○西島座長 ありがとうございます。

それでは、浦郷委員、お願いします。

○浦郷委員 全国消費者団体連絡会の浦郷と申します。私ども全国消費者団体連絡会は、消費者団体の全国的な連絡組織でありまして、現在49の団体会員団体となっております。緩やかにつながりながら、消費者被害、また、食・エネルギーなど、暮らしに関わる様々なテーマに取り組んでおります。本日のような審議会への参加やパブリックコメントの対応などで消費者の立場から意見発信をしております。また、専門家や行政などと連携しながら、学習活動、政策提言、立法運動などにも取り組んでおります。

この食品の安全に関しましては、昭和の時代には様々な問題があったと思われまます。しかし、特に1990年以降は、消費者団体や生協などの安全を求める運動により食品安全基本法や食品安全委員会が成立し、リスクアナリシスという仕組みが構築されて、安全性の確保がされてきたと認識しております。そのような経過の中で、食品添加物についても安全は確保されていると考えております。

今回は、添加物の表示についての検討ということで、表示は、消費者が商品を選択するためのものということで、私ども全国消団連でも少し協議をいたしました。食品表示の全体像としては、見やすさ、確認のしやすさ、分かりやすさ、誤解を招かないものということがやはり大事であります。そして、食品表示の中では、安全に関わる表示、アレルギー表示ですとか消費期限の表示が優先されるべきというのが私どもの基本のスタンスであります。

添加物表示は選択に係る表示ということですが、その制度の在り方につきましては、今回、消費者庁さんが消費者意向調査などをしておられますので、その結果も踏まえて検討に臨んでいきたいと思っております。

今回の検討会は一括名表示や用途名表示などが1つ論点になると思われまます。ここに関しましても、委員の皆さんの意見を聞きながら、消費者にとってどのような表示がよいのか考えていきたいと思っております。

もう一つ論点として、添加物不使用や無添加の表示についてというのがあると思われまます。これについては、入っていないものをわざわざ書く必要はないと思われまます。これは消

費者に誤解を与えるのではないか、優良誤認となるような不使用表示とか無添加表示が適切なかどうかというところを考えなければいけないと思っております。これに関しましては、事業者の皆さんの中で意見が分かれるところなのかなとも思いますが、食品添加物が何のためにどのように使われているのか、そして、基準に沿って使われていれば健康への影響がないということも含めて、食品添加物に対する消費者の理解を深めていかなければいけないと思っておりますので、ここに関してもしっかりと議論をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○西島座長 ありがとうございます。

次に、大熊委員、お願いします。

○大熊委員 全国スーパーマーケット協会の大熊でございます。私は、商品の仕入れをするバイヤーという職責を長くやってきましたものですから、商品の中身・品質の確認、表示の確認、こういうことを商品を扱う立場で見てきた中で、本日の資料の食品添加物表示制度の拡大の推移の表を見ますと、消費者視点に合わせてこの表示も変わってきたな、事業者にとってはえらい大変なことだなと思えます。ただし、その商品进行评估するという立場で考えられますことは、お客様が買ってくれる商品とは何かをいつも捉えてきた場合に、今の流れの中で、表示に関しての関心は確かにじわじわと高まっています。それはこういうことです。

バイヤーさんのアンケート調査をやります。バイヤーさんが商品を選択する場合にどんな視点ですかと。基本的には商品コンセプトです、味です、香りです、品質ですという答え方が長年主流できたのですけれども、最近の流れは、コンプライアンス、原材料のトレーサビリティ確認とか、こういう方向に間違いなく移っています。そんな中でバイヤーさんの資質アップ、事業者様の表示に関する関心は完璧に上がっています。これが現状です。

また、最近の法改正の中で、織り込む材料というのが増えてきている。このことに関しての捉え方は、表示可能面積に対していっぱいいっぱいだという声の本音です。そういう中で考えられることは、お客様に伝える情報が、商品の狭い小さい面積の範囲で伝えることと、その商品の隣にある大きなスペース。これはまさしくQRからつながるウェブサイトですね。この隣に大きなスペースがあるのだから、大きなスペースの方で伝えるものと、小さい印刷物の中で伝えるもの、この辺をどう振り分けていくのか。情報は多いに越したことはないのですけれども、あくまでも仕入れたい情報は人によって違いもある。そんな中で、その情報の伝え方、伝える方法に関して議論が進められて、消費者、事業者、双方にとってのいい形に認識が統一できればということをお願いしております。

以上でございます。

○西島座長 ありがとうございます。

坂田委員、お願いします。

○坂田委員 公益社団法人全国消費生活相談員協会の坂田と申します。当協会は、全国の

消費生活センターの相談員を主な構成員とする団体です。会員数は全国7ブロック合わせて約2000名です。適格消費者団体にも認定されています。

私も自治体の消費生活センターで相談員をしております。相談の中には、食品表示について苦情や問合せもあります。また、住民等の依頼を受けて食品表示について啓発活動を行うこともございます。

そんな中で、添加物につきましては、分からないがゆえに漠然と不安を感じている消費者が多いように思います。先ほども資料2で御説明がありました添加物表示の歴史を見ていきますと、ある年代以上の消費者については科学的に安全であるということが必ずしも安心につながるものではなく、これから更にコミュニケーションが必要だと思っております。

これからの表示の方向性なのですけれども、当然のことながら、表示を見ただけで食品の中身が正しく理解できて、選択に資するものでなくてはなりません。必要な情報を得ることは消費者の知る権利、選ぶ権利を尊重することにもなるわけですが、併せて、消費者の責任を果たすよりどころになると思います。

私は、相談員として中学校などの学校教育に関わる機会があるのですけれども、家庭科の「消費者の権利と責任」という単元では、消費者は品質について疑問や関心を持つ責任があるということを学びます。また、食品につきましては、表示の内容を正しく理解し、目的や用途に合わせて選択できるようになりましょうという記述があります。そのような学習をしている子供たちが大人になって家族のために食品を選ぶ際に、表示を見てきちんと選べるような制度を整えていく必要があると思います。例えば添加物の欄に何も書かれていなければ添加物は使われていないということは分かるはずですから、大きな字で「無添加」と書く必要はありませんし、まして、「保存料無添加」と書きながら日持ち向上剤やpH調整剤が使われているということがありますと、表示の信頼性を損ねることにもなるかと思えます。ですので、そういうことにならないよう、どういう用途で何が使われているかという情報は必要だと思います。

また、現在は表示義務のない生鮮食品も、添加物を使った場合は、加工食品と同様、表示を義務づけるようルールを見直していただきたいと思えます。

最後にもう一つ、表示の在り方を考えるに当たって大切なことは、添加物の安全性を考える際に、量の概念が重要であるということを経済・啓発することだと思えます。消費者は、表示されている添加物の数が多いと大量に添加物が使われていると思いき、安全性も心配だということになりがちです。これでは合理的な選択はできませんので、消費者にとっても事業者にとっても不利益になります。先ほどから委員の方々の御発言にもありましたが、教育や啓発は急務だと思います。さらに、他の省庁などとも連携して強力に推進していく必要があると思えます。併せて、スペースの問題はありますけれども、基本的には、使われている添加物は全て知ることができるような表示ルールの実現を望んでおります。

以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 国立衛研の食品添加物部の佐藤と申します。私は食品添加物部に所属し主に、新たに指定される食品添加物の規格を作成したり、先ほどの資料にもありましたように、1日摂取量調査を行っております。また、監視の観点で食品中の添加物を分析するという事で、食品中の添加物の分析法の開発も部の業務となっております。

私自身としましては、入所以来食品添加物部に所属しております、既存添加物が生まれる前、平成元年の天然添加物の表示の際に、まず、添加物の名前を決めなければいけないということになり、そのリスト作成にも関わっていました。

今回の表示に関しましては、皆さんおっしゃっていますように、消費者にとっても事業者にとってもお互いに納得のいく分かりやすい表示ということで、皆さんの話を聞きながら、どうやったら一番いい方向に行くのかなということを考えていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

○西島座長 ありがとうございます。

では、武石委員、お願いします。

○武石委員 食品産業センターの企画調査部長の武石と申します。食品産業センターは、パン屋さんとかお菓子屋さんといった中小事業者も会員となっている、いわゆる業界団体が120近く団体会員として参加していただいています。あわせて、その個別の業界を代表する大きな企業が130ぐらい会員として参加していただいております。いわば日本の食品業界を横断的に網羅している業界団体と考えていただければと思っております。

業務としましては、食品業界に共通する今回のような食品表示の問題や取引慣行、最近では、昨年の食衛法の改正を踏まえたHACCPに沿った衛生管理といった課題について、業界全体の意見を取りまとめ、政府に要望したり、実態調査、手引書の作成支援といったことをやっております。

本検討会が開催されるに当たりまして、考慮していただきたいことにつきましてペーパーをまとめましたので、それに沿って説明させていただきます。

量がちょっと多いので、少しはしょって説明させていただきます。

「食品添加物表示制度に関する検討に当たって」ということで、以下の6点について意見を提出しますとしております。併せて、別添要望書のとおりということで要望書をつけております。

2枚めくっていただきますと、「食品添加物表示制度の検討に向けて（要望）」ということで、4月11日付で、小売事業者団体から始まりまして、卸、製造事業者団体ということで、いわゆる製・配・販の団体がそろって今回の食品添加物表示制度の検討に向けて共通の問題意識を持って要望させていただいたということでございます。

要望は後で御覧いただければと思いますが、3点ほどございます。1つは、頻繁な表示制度の変更が事業者にかなり疲弊感を与えているということで、そういったものは避ける

べきだということと、先ほど来出てきておりますスペースの問題も考えた全体的な議論が必要な段階になっているのではないかと。最後は、こういった頻繁な改正に伴って自主回収も増えてきているので、そういったものについて指導の見直しの視点も必要だと。3点ほど要請しております。こういったことを前提に、今回の食品添加物表示制度に関する検討に当たってということで、以下6点ほど意見を提出させていただいております。

1点目は、食品添加物表示は食の安全に関わらない制度と整理すべきということ。これにつきましては先ほど来話が出ておりますので途中まで省略いたしますが、基本的には、当然、消費者の選択のための制度だというふうに位置づけられると考えております。

3段落目を見ていただければと思うのですが、消費者にとって食品添加物自体への不安感はある程度あることは事実です。これは、先ほど来話が出ていますように、表示の問題ではなく、食品添加物自体の安全性についての情報や理解が十分でないことに原因があるのではないかと。その不安の解消のためには、まず、行政を中心とする消費者のリスクコミュニケーションによる理解促進、あるいは先ほど来出ている教育ということもあるかもしれませんが、まずはそういった視点で取組が必要ではないか。単に表示の問題ではないのではないかとといったことが1点。

2番目は、これも先ほど来若干出てきておりますが、現在の制度は十分機能していると思われるので、まずは、検証をとということでございます。全ての食品添加物についての表示が平成元年に義務付けられて、現在の仕組み、枠組みが確立してから30年を経過したということでございます。この間、現在の制度が十分機能しているのではないかとということで、実際に事業者のお客様相談の問合せも少ないという実態にございます。まずは、消費者庁が行った各種調査によって現行の食品添加物表示制度の検証を丁寧に行って、具体的にどういった問題があるのかを検証しながら議論していくべきではないかと考えております。

3点目。これも先ほど来出てきておりますが、食品表示全体を見通した検討が必要ではないかということ。これは別添の要望書でも強調しているのですが、平成27年に食品表示法が制定されて大きな変更があって、それから毎年のようにその制度が変更してきているということで、例えば中堅・大手事業者は包材の切替、原料調達など根拠資料の把握整理、表示関係のデータベース・システムの見直し等々、多大なコストと時間を要している。併せて、中小事業者にとっては、コスト増に加えて、複雑化する表示制度への対応も困難な状況となっている。経営に大きな影響を与えているといったことでございます。こういった点を考慮して、食品表示全体を見通した議論をぜひしていただきたい。これも先ほど来紹介がありますが、現在、消費者委員会の食品表示部会で食品表示全体像についての議論が行われているということですので、そういったものを考慮しながら、全体を見通した議論が必要であると考えております。

4番目でございます。食品表示は食品事業者に対する規制に該当することを前提に議論すべきということでございます。3月19日に日本経済団体連合会が2018年度の経団連規制

改革要望を公表しましたが、その中で、食品表示関係の規制改革要望が取り上げられています。今後は、経団連を中心に、政府に対して積極的に働きかけを行っていくというふうに整理されております。

また、同じ日に経団連から「規制改革の推進体制の在り方に関する提言」も行われておりまして、その規制の見直しの実効性担保や統合的な推進機関の構築等がうたわれています。

罰則を伴う食品表示は、食品事業者にとって規制そのものであり、規制の事前評価が米国の食品表示の見直しに際しては行われていることも参考に、今回の見直しで規制強化になるような提案については、経団連が提言するように、例えば事前評価として定量分析ができるか等も含め科学的な議論を行うべきであると考えております。

5番目です。これもよく問題になる点ですが、食品添加物表示に関する消費者ニーズの的確な把握が必要ということでございます。食品表示に関する消費者ニーズの把握については、これまで表示制度の見直しに当たり、様々なアンケート調査に加え、消費者団体からのヒアリングを行うことを通じて行われてきております。定量的な数値を把握するという点でアンケート調査は有効な手法と考えられますが、一方で、アンケートはその設問の仕方や前後の質問項目等に影響されるとともに、アンケートに答える消費者がどうしても「あるべき回答」を想定して、実際の消費行動とは違う回答になる懸念があることは避けられないと考えております。

このため、消費者庁が現在分析・研究している行動経済学等の新しい理論に基づく消費者行動の分析や別途の調査で検証すること、例えば、昨年の消費者委員会第45回食品表示部会で樋口座長代理が指摘されているような手法を活用することによって、アンケート調査を補完する手法などを考えていただいて、消費者ニーズをさらに的確に把握するべきと考えております。

最後、諸外国の食品添加物制度自体の比較が必要ということでございます。今回、資料2の8ページでは、食品添加物に関する諸外国の表示制度についてコーデックスを交えながら比較されております。コーデックスにつきましては、一般問題部会の1つである食品表示部会で整理されている食品添加物の表示制度は、同じ一般問題部会の食品添加物部会で整理されている食品添加物の範囲や使用基準、すなわち食品添加物制度を踏まえて整理されていると考えております。日本の食品添加物表示制度の見直しに当たっては、食品添加物の制度との整合性を図りながら検討をすべきであり、単に表示制度だけを諸外国と比較し、見直すことにはならないと考えております。まずは、日本の食品添加物制度とコーデックスを含めた諸外国の食品添加物制度の違いを整理した上で、食品添加物表示制度の比較を議論すべきと考えております。

以上6点でございます。

○西島座長 ありがとうございます。

では、中垣委員、お願いします。

○中垣委員 京都府立医科大学の中垣と申します。よろしくお願いいたします。私、長く厚生労働省で、例えば天然添加物の法制化であるとか、残留農薬のポジティブリスト化とか、そういった食品衛生法改正等に関わってまいりまして、大学に移って3年3か月を過ぎたところでございます。

この検討会について、もうこれまでの委員におまとめいただいておりますので、つけ加えることはあまりないわけですが、特に有田委員、あるいは坂田委員がおっしゃったような教育の問題、あるいはコミュニケーションの問題は論を待たないのではないかと考えております。その上で、検討会における議論の進め方とか、在り方とかいう点で申し上げると、これも最初に有田委員がおっしゃったとおり、こういう意見もある、ああいう意見もある、あの人はこう言っているというような議論をしても、なかなかまとまらないとか、共感を得るところに行かないのではないかと。そういう意味では、エビデンスに基づいた議論。調査結果であるとか、アンケート結果であるとか、統計であるとか、今、武石委員がおっしゃったことも含めて、できるだけそういった議論になればいいなと考えておるところでございます。

その上で、細かい点を含めて4点ほどお願いをさせていただきたいのですが、資料2の最後のページにございます食品表示全体像との関係について、例えば、ここでは消費者のニーズであるとか、優先順位であるとか、ウェブの利用であるとか、今回の議論に大きな影響を及ぼすようなことが議論されておるかと思っております。

スペースの問題もあるわけで、添加物についての要望が非常に強いということであれば、そういった選択肢もあるのだろうと思っておりますし、現在までに5回検討が行われておることとございまして、その状況なり等もまた御報告をいただいて整合性のある議論ができればと考えているところでございます。

2点目は、この資料の4ページに摂取量の表があるのですけれども、私が知る限り、これは佐藤委員のところでもう数十年、恐らく30～40年に渡ってやられている膨大なデータがあると思っておりますので、できれば次回、次々回にでも簡単にまとめて出していただければと思います。繰り返し同じような結果が仮に出ているとすると、それはそれでエビデンスとして非常に高く考えていいのではないかととも思うところでございます。

3番目は、資料の8ページにございますコーデックスの問題です。WTO条約、あるいはTBT協定の中で取扱いが決まっているのだと思っておりますし、今回の議論というものも、法律あるいは条約のもとでの議論になっていくかと思っておりますので、このコーデックスの位置づけなり、我々の議論の前提となるような情報を、これは事務局にお願いすることになるのだろうと思っておりますけれども、出していただければと思う次第でございます。

最後4点目は、もう皆様方おっしゃった、食品添加物の表示というのが安全の問題なのか、それとも選択の問題なのかという点についてでございます。何人かの委員が御発言いただいたとおり、リスク評価の体制が整い、さらには摂取量のデータから見てもとということと考えると、これは安全ではなくて選択なのだろうということを皆様方おっしゃっ

ておられるのだらうと思いますけれども、そういう整理でよろしいのかという点について、今後の議論を整理していく上でも重要な点ではなかろうかと思った次第でございます。まだまだ議論の細部に入っておるわけでもございませんので、漠たる話で申しわけございませんが、以上4点、お願いをさせていただくところでございます。よろしく申し上げます。

○西島座長 ありがとうございます。

では、森田委員をお願いします。

○森田委員 消費生活コンサルタントの森田と申します。食品表示は事業者と消費者を結ぶ情報伝達手段であり、長年、関心を持って取り組んできました。2000年の前半には、JAS調査部会ですとかJAS調査会で表示について意見を述べてきましたし、また、2011年には食品表示一元化検討会の委員で意見を述べてきました。そういった食品表示のこれまでの議論の経緯も踏まえて今回議論をしていただければと思っています。

あと、自己紹介の中で1つ、2011年からはフードコミュニケーションコンパスという一般社団法人での情報発信もしております。

本日のお話の中で、添加物の検討が始まるというところで、まず4点ほど確認をさせてもらいたいところがあります。1点目として、まずはこれまでの経緯の整理を情報共有してもらいたいと思います。本日の御説明ですと、平成元年に今回の添加物の表示制度ができて、それから一度も見直しがされていない形で出てきております。確かに検討会は行われていないのです。食品表示に関する共同会議が消費者庁ができる前に行われているのですが、そのときの第22回の食品表示に関する共同会議で添加物に関してやはり検討されています。その中では、今回と同じように、日本と米国とEUとコーデックスという4つを比較した表を示されていて、日本の表示制度は国際的に見てどうかということを検討されているのです。そのときの座長のまとめは、「諸外国の比較の一覧表を見ると、表示の基本ルールの商品素材と添加物を区別するという点が異なっている以外は、米国、EU、コーデックスと同じような制度となっており、直ちに改善しないと問題があるというものではなさそうだ」というふうにまとめています。

そのときの問題点というのは、日本の場合は食品の重量順で原材料、添加物の順になりますが、コーデックスも米国もEUも素材と添加物を一緒に多いもの順になっている。その点が大きな違いだということで問題提起をしています。そのような検討が1回あったということがあります。

その後も、加工でん粉ですとか、国際的な整合性ということでは、共同会議の中では何回か検討されているということがあります。

また、平成24年の食品表示の一元化検討会でも、添加物の表示はどのようなふうにしたら分かりやすくなるかということで検討が行われています。報告書の中で、食品添加物の表示を今後見直すに当たって新しい義務付けを行う際の考え方というものの中で一文ありますので、これは、これから検討が始まる時に皆様方と情報共有させていただければということで読み上げたいと思います。

「例えば、加工食品について容器包装上の表示事項を拡大したり、現在表示の省略が認められている事項についても消費者に情報提供をさせる方向で見直そうとする場合は、それが「より多くの消費者が重要と考える情報」かどうかという観点から、優先順位をつけて検討すべきである。例えば、添加物表示や遺伝子組換え表示について、現行の表示方法では、一定の場合に省略等を認めるという取扱いがされている。これらの事項については、パブリックコメントでも見直しの意見が寄せられているところであるが、このような表示方法を見直すに当たって、仮に、関連する全ての情報の表示を容器包装上に義務付け、全ての消費者に情報提供させるような形で見直しを行えば、かえって見やすさが低下したり、コスト上昇を引き起こすおそれがある。このため、改正する場合には、優先順位を考慮して、当該事項については、容器包装以外の媒体によって必要な情報を提供すれば、容器包装への表示は省略することができるといった形で、消費者だけでなく、事業者にとっても選択の余地があるという意味で望ましい制度とすることも考えられる」とここで示しております。

本日、恐らく、委員の皆様方がお話しされた内容がほぼこの中に詰まっていると思っております。今までの検討の経緯を踏まえた上で30年の間、例えば諸外国との整合性ですとか、食品表示の一元化検討会の見直しの中で新しい表示を義務付けるときには、分かりやすい観点、表示の実行可能性、国際整合性、様々なところで検討してほしいということを既に言っているわけです。それを踏まえて検討していただきたいと思っております。

済みません。もう幾つかあるのですが、よろしいでしょうか。

2点目は、今までの30年間の添加物の表示制度がどのように評価されているかということもこれからのヒアリング、消費者団体と事業者団体のヒアリングでお聞きしたいと思っております。本日の赤崎課長の御説明にもあったように、用途名表記ですとか一括名表記、原材料と添加物を区分するという今の表示の在り方ということでも定着しており、それに対して、例えば事業者には消費者からこんな問合せがあつて、ここが分かりにくいとか、消費者にとっては、この表示がもっと詳しくほしいのだけれども、それがきちんとできていないとか、そういった様々な意見があると思います。先ほど座長が材料集めとおっしゃっておられましたけれども、その観点で、30年間の現行の制度がどうだったかというのをレビューしていただきたいというのが1点ございます。

また、3点目は無添加表示につきまして、他の皆様もおっしゃっていただいていたのですが、特にここ数年、無添加の強調表示がすごく多くなってきていると思っております。食品表示基準のQ&Aの中では、例えば同じような商品で、普通そのものを使っていないのに「着色料無添加」とかはだめというのは一応ありますけれども、そういうふうなQ&Aの意図が伝わっていないのではないかとというぐらいに「無添加」という表示が多い。それから「不使用」の表示が多くて、消費者は誤認しているということは、先ほどの皆様方の御発言にもあったとおりでございます。

コーデックスの食品表示の一般原則の中では、虚偽の誤認をさせる、若しくは欺くよう

な方法でそれを表示してはいけないというのが一番最初に来ている大原則になります。そういう意味で、消費者が知る権利として、消費者の誤認を防止させることがコーデックスの中では規制に盛り込まれていて、強調表示に関する一般ガイドラインという考え方もちゃんと示されています。ですので、無添加に関してはいろいろと御意見が出ていますけれども、そういったコーデックスの強調表示に関する一般ガイドラインのようなもので、例えば他の添加物で代替されていたり、同種のもので代替されているようなものに関して、それを無添加ということは強調表示としておかしいのではないかとということで、そういった観点からも見直しをしていただきたいと思いますと思っています。

最後に4点目なのですが、添加物表示の制度全体を見直したときに、例えば生鮮食品で添加物を使っている場合は表示を免除されたりという部分があったり、栄養強化剤に関して、キャリーオーバーと同様に免除されているといったような、細かい部分でちょっとおかしいのではないかと思われる部分があるので、今回の見直しに当たって、そういう細かい部分も拾い出していただけて見直しをしていただきたいと思いますと思っています。

○西島座長 ありがとうございます。

先ほどの経緯についてですが、持っていなかったら後ほど事務局に提供していただけますか。時間が短縮できると思いますので、よろしくお願いします。

○森田委員 分かりました。

○西島座長 皆様、本当に貴重な意見をありがとうございました。本日は皆さんから大事な意見をいっぱいいただいたのですが、それを深める時間はありませんので、今後に持ち越したいと思います。具体的な項目については事務局で後で整理していただきますが、分かりやすい表示が必要だとか、一括名・用途名併記をどう考えるか、無添加をどうするかというようなこともあると思いますので、後で事務局で整理したものについてまた改めて考えていきたいと思っています。

○有田委員 済みません。座長、先ほどあえて自己紹介の中に主婦連合会の活動内容から始めましたけれども、少し補足させていただきたいと思いますので、よろしいですか。

先ほど失笑しながらというふうに聞こえましたが、過去からの添加物の歴史と現状認識について古いという感じの発言がありました。私も30年以上前から食品添加物などの問題に関わってきています。しかし、当時は主婦連合会会員では無く、コープの組合員役員としてです。1989年（平成元年）以降は、リスクの考え方をいち早く取り入れたコープで、天然の物といっても必ずしも安全ではないなど、海外の状況なども含め情報収集し、食品衛生法などの改正運動などにも関わってきました。最初にそのことを申し上げますと、コープというと事業者だと思われて、なぜ消費者団体としてここにいるのかと思われてしまうと困ると思いましたのであえて申し上げます。そういう意味では、生活協同組合は、ここに出されたようなことは、それぞれのコープで多少考え方は違いますが、こういう整理はしてきています。

ただ、私がここで一言発言させていただきたいと思いましたが、表示については選ぶ

権利、知る権利が重要だとは思っていて、全て安全だからという事で話されている事について違和感があるからです。過去に消費者団体が、例えばアゾ色素といいますか、合成の着色料は発がん性があると言って騒いでいました。そこからずっと関わっていますが、発がん性がないという結果が出た後も、全く問題がないと言うのではなくアレルギーを引き起こすなどのいわゆる合成着色料問題がありました。ただ、日本では禁止されていませんけれども、イギリスでは子供のものには使わないというようなことなど、そういうような情報が数年前に改めて出てきたりしました。日本では添加物として安全性が確認されているから絶対大丈夫と言い切れないものもあると思います。表示は、知る権利だけではなくて、そこに書いてあることで、リスクを知って気をつけようというような事で必要だと考えています。つまり、日本では安全性はリスク評価をされていて安全だと言われていても、海外では予防原則でそういう措置が取られているわけですから、単純に言えないのではないかなということです。

いつもそうなのですけれども、五十音順なので、最初に時間内の発言を心がけながら発言しますと、後からの人はそれに付け加えていろいろ長々とお話しされますので、申し訳ないのですが後から補足発言をさせていただきました。

そういうことも含めて、先ほど中垣委員がおっしゃったような形も含めて、これで決まって、こういうふうに言っているから全然大丈夫なのですよということではなくて、別のデータも含めながら議論はしていただきたいと思っています。ただし、ここで議論することは何かということを確認しながらということは十分に承知しておりますので、そういうことでよろしく願いいたします。

○西島座長 ありがとうございます。一応、自己紹介と御意見をいただきました。

今後の本検討会のスケジュールにつきまして次回からヒアリングを実施するという事務局からの提案がありました。よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○西島座長 ありがとうございます。

また、次回以降のヒアリングでお招きする消費者団体及び事業者につきましては、座長に一任させていただきますでしょうか。

(委員首肯)

○西島座長 ありがとうございます。

○有田委員 座長に一任ということに反論しているわけではなくて、質問です。

例えば、私は事業を伴った消費者団体というふうに生活協同組合を認識していますが、ヒアリング対象者として生活協同組合を推薦したときには、それは事業者と振り分けられるのでしょうか。それとも消費者団体というふうに振り分けられるのかということをお教えください。

○食品表示企画課長 ただいまの有田委員の御質問ですけれども、生協組織につきましては消費者団体として呼びたいと思っています。実は、食品表示の有識者検討会だと、

以前、消費者庁主催で遺伝子組換え表示について同様にこういう形で検討をした経緯がございます。その際も同様にヒアリングをいたしました。日生協の方を消費者団体の枠でお呼びさせていただいて御意見を伺った経緯もあります。両面あるということは、実際御説明される中で適宜言及されればと思っておりますが、整理としては消費者団体という形で呼ばせていただければと思っております。

○西島座長 よろしいでしょうか。

○有田委員 はい。

○西島座長 ありがとうございます。

本日は、委員の皆様の顔合わせ、それから、今後、本検討会で議論を進めていく上で、食品添加物の表示に関する現状、それとスケジュールを皆様と共有することが一番の目的でございました。何かどうしてもという御意見がなければ、これで終わらせていただきたいと思います。よろしいですか。

ありがとうございます。

では、次回の日程等につきましては事務局からお願いいたします。

○食品表示企画課長 それでは、今回は5月30日木曜日、15時から、場所は、この中央合同庁舎4号館の4階の共用第408会議室を予定しております。ヒアリングを行う消費者団体等につきましては、後日、改めて御連絡させていただきたいと思っております。

○西島座長 ありがとうございます。

以上で本日の議事は終了いたしましたので、本日の検討会を閉めさせていただきます。ありがとうございます。